

栃木税務署からのお知らせ

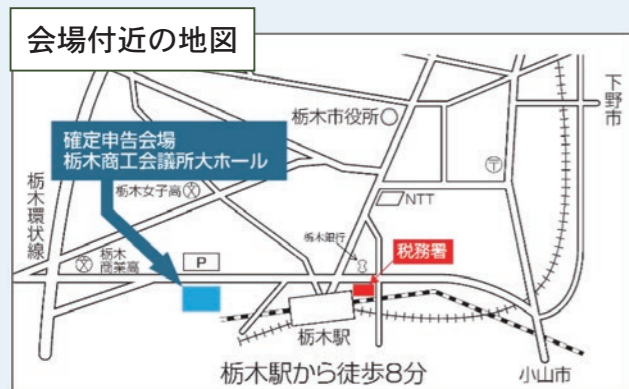
問合せ先 栃木税務署 ☎(22)0885
自動音声流れますので「2」の番号を選択してください。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。
確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁 LINE 公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

期間、申告会場および対象の方

期間	申告会場	対象の方
2月15日以前	栃木税務署庁舎 (栃本市河合町1番29号) ※2月16日から3月15日は、栃木税務署庁舎では申告相談を行っておりません。	還付申告の方(注)
2月16日～3月15日	栃木商工会議所大ホール (栃本市片柳町2丁目1番46号)	全ての方

(注) 贈与税については、2月1日(水)以降申告相談を受け付けております(土・日・祝日を除く)



時間

相談受付: 8時30分から16時まで(相談開始: 9時から)
※16時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

その他の注意事項

- ・スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。
- ・確定申告会場では現金納付の窓口業務は行っておりません。

来場の際の注意

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

国税庁 LINE 公式アカウント

下記の二次元コードより、LINEの友達登録を行い、入場整理券を事前に取得して会場にお越しください。(当日、会場での入場整理券配布もごさいます)



申告に必要なもの(領収証や証明書などは令和4年中のもの)

収入がわかるもの	給与所得者	源泉徴収票(原本)・・・勤務先が発行
	年金所得者	源泉徴収票(原本)・・・年金支払者が発行
	営業所得者 農業所得者	記入済の収支内訳書、支払調書、会計帳簿
	不動産所得者	記入済の収支内訳書、支払調書
	一時所得がある場合	収入額と必要経費の記載された証明書(支払保険金額等のお知らせなど)
	シルバー人材センターの所得がある場合	配分金支払証明書
所得から控除する額がわかるもの	社会保険料控除	市役所からの所得申告参考資料(※)、国民年金保険料控除証明書、その他社会保険料の支払金額が分かる書類
	生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
	障害者控除	障害者手帳・認定書など
	雑損控除	市会場で受付した令和元年東日本台風(台風第19号)に係る雑損失を繰り越す申告のみ、市会場で相談できます。
	医療費控除	記入済の医療費控除の明細書、医療費通知(原本)
	寄附金控除	寄附金の受領証(原本)など
その他	住宅借入金等特別控除を受ける場合(2年目以降のかた)	令和4年分住宅取得控除等特別控除申告書(記入済みのものをご持参ください)、年末残高等証明書
	・税務署や市役所からの申告のお知らせはがき(ある場合のみ) ・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・申告する人名義の預貯金口座番号がわかるもの ・利用者識別番号がわかる書類(ある場合のみ)	

※令和4年中、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(年金からの特別徴収分を除く)は、1月27日(金)に発送します。

市の会場で受付できない申告の種類

以下の申告は栃木商工会議所(栃木税務署)での受付となります。市の会場の予約をされても受付できませんので、必ずご確認ください。

- ・土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ・太陽光発電(売電)の申告
- ・暗号資産(仮想通貨)取引による申告
- ・先物取引(FX含む)、申告分離課税の配当所得の申告
- ・住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ・国外扶養親族の控除適用を受ける申告
- ・外国税額控除の適用を受ける申告
- ・災害・盗難・横領等の雑損控除の申告
- ・青色申告、肉用牛の売却による課税の特例を受ける申告
- ・申告書の本人控に税務署の受付印が必要な申告
- ・過年度分(令和3年分以前)の申告
- ・準確定申告(死亡した人の申告)
- ・その他税務署での判断が必要となる申告

所得税還付申告相談会(完全予約制)

2月15日からの申告受付日程とは別に、所得税還付申告相談会を開催いたします。給与収入のみの方、公的年金等収入のみの方、ぜひご利用ください。

日時 2月2日(木)、3日(金) 午前の部: 9時～11時30分 午後の部: 13時30分～16時

会場 市役所本庁舎(万町)3階正庁

予約方法 今回から音声ガイダンスによる電話予約になりました。

予約専用番号

☎050-3146-6625

予約受付期間

1月5日(木)9時～19日(木)24時間受付可能(土・日・祝日含む)

対象者 ・退職などで年末調整が済んでいない方

・給与所得者や公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方

持ち物 左ページの「申告に必要なもの」を参照し、ご持参ください。

市県民税申告書は郵送で提出できます。

市県民税申告書や手引きは、税務課・各総合支所窓口で1月中旬から配布するほか、市ホームページからもダウンロードができます。(郵送での配布を希望の方はご連絡ください。)

必要事項をご記入のうえ、マイナンバーカードの写し、源泉徴収票や控除証明書などのコピーを同封し、期限までに郵送してください。(同封書類はお返しできません。)

※確定申告書は税務署へ提出してください。

提出先

〒328-8686(住所不要) 栃木市役所 税務課 市民税係 あて

申告のお知らせはがきを郵送します

1月下旬に、前回、市県民税申告書を提出した方および市の会場で税申告された方へ「申告のお知らせはがき」を郵送します。

はがきのイメージ

(圧着式はがきです。届いたらご自身で開いてください。)



要介護認定者の障がい者控除対象者認定書と医療費控除(おむつ代)に係る主治医意見書内容確認書の交付

交付を希望する方は、高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課保健福祉係へ申請ください。

申請に必要なもの 印鑑(申告する方と要介護認定者本人のもの)

※認定書、確認書は内容を審査した後日郵送します。主治医意見書内容確認書を初めて申請する場合は、医療機関へ記載を依頼する必要があります。

問合せ先 高齢介護課 ☎(21)2253